

第二には人間不信による信頼関係の構築の困難さである。罪を犯した障害者は家族に恵まれていない者が多いが、受け入れた4名もその例にもれない。そうでない者も罪を犯すことで、家族との関係が崩れ、居場所を失い、罪を犯すというB氏の様な事例もある。この「負の連鎖(スパイラル)」の中で人間不信に陥った者は、福祉サービスの支援者との間に信頼関係を築くのが難しく、支援の前提となる利用者の悩みや要望を聞くまでに時間を要する。

第三にはその家族の不在である。本人の過去を最も知っている人であるが、不在であったり、犯罪による傷から関わりを拒否する家族もいる。過去の細かな情報が限られてしまうことにより、全体像を知り、支援に結びつける作業に欠落部分が生ずるおそれがある。

この様な理由から罪を犯した障害者のアセスメント作成は時間もマンパワーも要するが、それゆえに通常よりも丁寧な情報の収集が重要になる。今回の受け入れにあたっては、療育手帳の取得のための情報収集も兼ね、徹底した事前調査を行った。受け入れた全員に対して、①現地調査(ホームレスとして生活していた場所)、②家庭訪問、③前利用施設の職員への聞き取り等を行い個人情報の補足に力を注いだ。

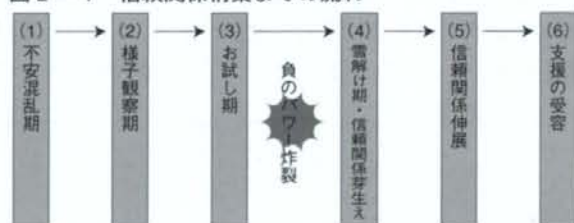
この様に足を運び、細かな過去の情報を集め、その過程で本人の辿った歴史に寄り添うことを支援の一步とした。また集めた情報をまとめて整理し直す作業の中で、犯罪(問題行動)にとどまらず、その背景にある個人の全体像を知る事が求められる。

その過程の中で支援者側の受け入れ準備を強化するのみでなく、「生きづらさ」の共感者という彼らが求める支援者に育てられていくことが大きい。信頼関係を獲得するために最重要な点となる。

## (2) 自信回復へのアプローチ

前述した様に、罪を犯した障害者は「人間不信」に陥っている者が多い。ここから信頼関係を構築するまでには、図2-4の様な流れを取る。

図2-4 信頼関係構築までの流れ



暴言、暴力、無断外出、支援拒否をはじめとする問題行動は「(3)お試し期」に発生する。新しい環境が、真に向き合ってくれる存在であるかどうか試しているといえる。ここで繰り返される問題行動に動じずに、最終的に負のパワーに対して「信じる力」で対峙しなければならない。即ち対象者が「信じてもらえる」という喜びを感受でき、「信じてみてもよいかな?」という一步を踏み出せるかどうか、支援の分かれ目となる。繰り返される暴力行為に対しても急いで改善を求めず、じっと対峙する必要がある、それゆえに最も多くのパワーを必要とする過程となる。

そこで重要となるのがキーパーソンである。「この人であれば信じてよい」というキーパーソンが定まれば、そこを基地として少しずつチーム支援に広げていくことが出来る。逆に言うならば、A氏の様にキーパーソンが定まらない間は、試し行動が続くことになる。

表2-5 キーパーソン一覧

A氏	(受け入れ時) 施設長	女性、勤続25年
	日中活動事業所・サービス管理責任者	男性、勤続30年
	世話人	女性、50代(生活)
B氏	日中活動事業所・サービス管理責任者	男性、勤続6年
C氏	定まらず	定まらず

表2-5は対象者のキーパーソンの一覧である。勤続年数6年以上、もしくは50代以上がキーパーソンになっている。キーパーソンを模索する中では、勤続年数が浅い職員を当てた事例もあったが、最終的には表の通りに落ち着いた。炸裂する負のパワーを受け止めるには、必然的に経験年数が長い又は、人生経験を積んだ職員が処遇にあたることとなった。

また、突破口となるのは一人だが、精神的肉体的な負担をかぶることになるキーパーソンがバーンアウトしない体制づくりが重要になる。キーパーソンを中心としたチームアプローチや専門領域の助言や連携を強化すること、スーパーバイズ的存在を配置する等の対応が必要である。

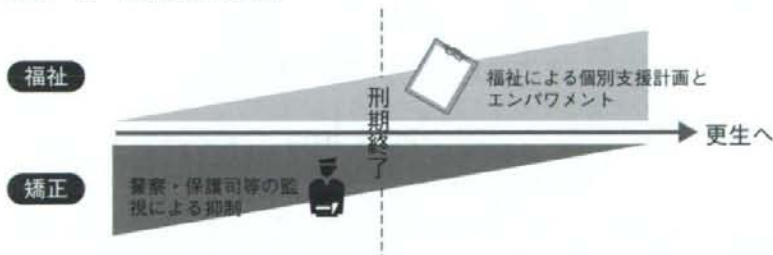
### (3) 仮釈放の重要性

平成15年に支援費制度から開始されたことにより、行政による措置制度から契約制度へ移行した。契約により双方が同意して支援が始まる、そのスタートラインへ立とうとしない人達への支援である。反社会的行動を起こしながら、自らの意思で支援を拒否する者に対して一時的に拘束する、措置に代わる制度の必要が叫ばれてきた。

地域社会の中で残りの受刑期間を過ごす仮釈放は自由が制限される状態にある。「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって行動が制限される（「更生保護法」第50条、第51条 平成19年法律第88号）。保護観察所の監視下に置かれ、定期的な出頭要請と面接があり、例え旅行であったとして7日以上届けた居住地を離れる際は保護観察所長の許可が必要になる。その反面一般の社会と同じ環境で生活することで、刑終了後のスムーズな移行が可能になる。

よって、仮釈放の期間を契約になじまない人達の導入期訓練として有効に活用し、この「拘束」（司法の力）から「エンパワメント」（福祉の力）への切り替えを行うことが可能ではないかと考えられる。

図2-5 仮釈放の有効性



C氏の事例では刑終了前後に情緒不安定や無断外出が相次いだ。様々な制約があった仮釈放期間中の反動と考えられるが、罪への意識付けと今後の生活にあたってのエンパワメントがなければ、支援が必要にも関わらず契約を解除してしまう可能性もある。

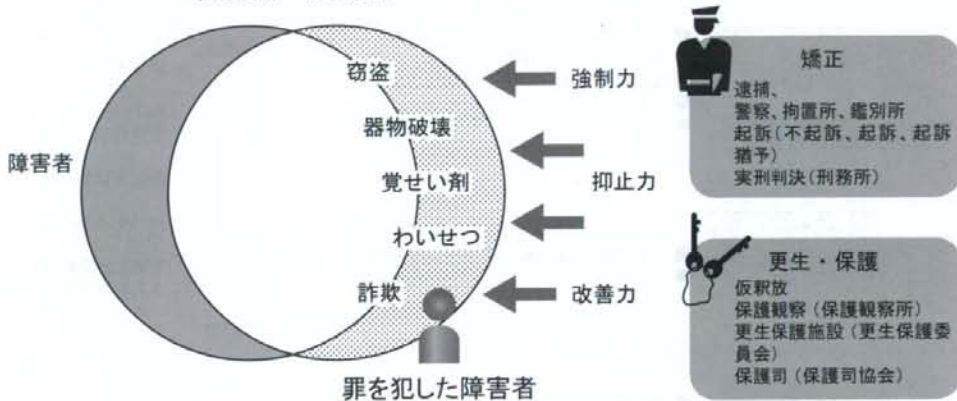
仮釈放期間を有効に活用するには、手続き上や生活・就労訓練の成果はもちろん、拘束力があり

罪の意識が高い内に障害認知と福祉サービスの必要性を自覚しエンパワメントを引き出せるかを重視しなければならない。

#### (4) 社会資源の活用

「生きづらさ」への支援という面では、罪を犯した障害者と一般の障害者との間に違いはないが、重ならない部分である「社会的ルールの逸脱」という点に対しては別の支援が必要になる。福祉の支援がエンパワメントやアボガドシーという自主性を尊重し、それらを引き出す支援が中心になるのに対し、社会的ルールの逸脱には強制力や抑止力という、一定の拘束力が求められる。それらに対しては、罪を犯したことによって関わりを持った法務サイドの機関、組織仕組みを取り込んでゆくことが有効である。

図2-6 活用する社会資源の特徴  
社会的ルールの逸脱



前項で述べた仮釈放制度の活用もその一つである。受け入れた事例では警察の巡回や防犯の講習会へ参加しての意識付けを行った。また今回は利用しなかったが、ダルクや断酒会による当事者集団への参加も選択肢に入る。

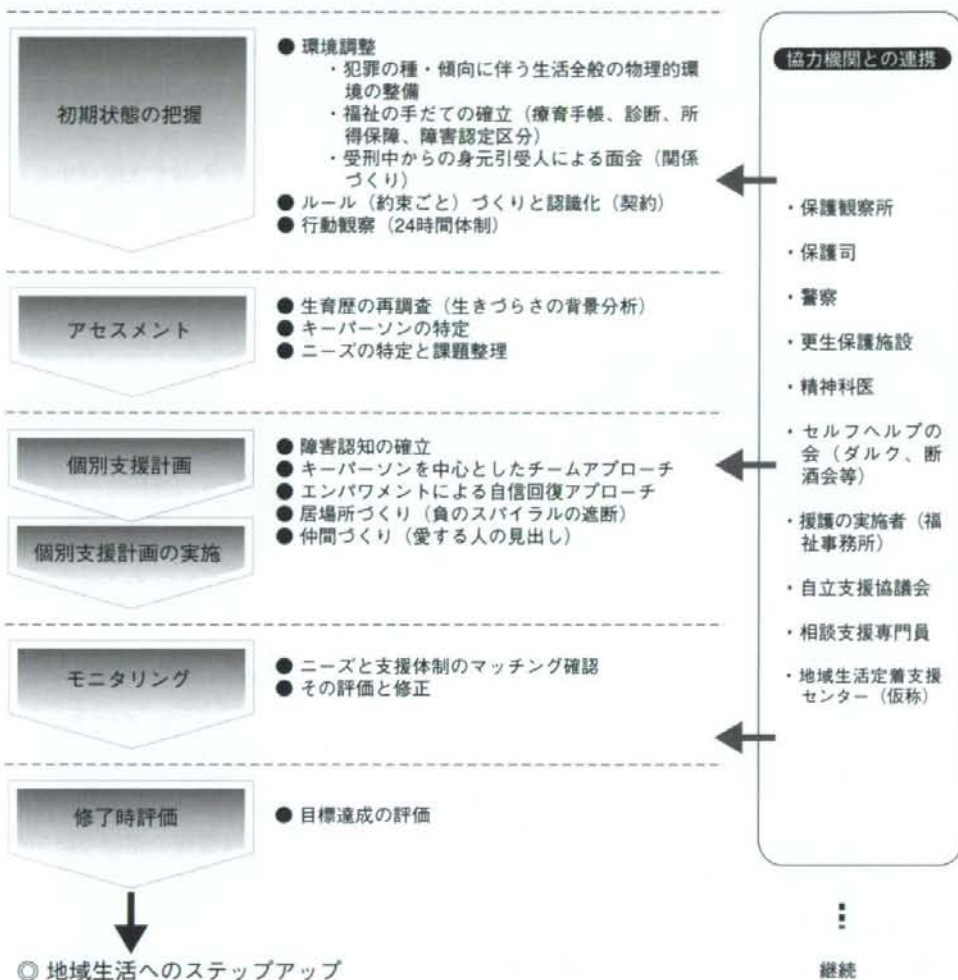
社会資源の視野を広げ法務サイドの資源を積極的に活用していくことは、矯正と福祉を連結させていく時の強力な接着作用となるだけでなく、その後の生活継続を側面から支える支援機関にもなりえる。ある種のネットワークにより「二度と罪を繰り返さない」ことを地域の中で支える体制作りの礎として構築していかなければならない。

#### 4 おわりに

罪を犯した障害者受け入れの処遇プログラムにおいて、4事例を通して支援の流れとポイントをあげると次の通りである。

図 2-7 支援の流れとポイント

◎ 情報開示と保護の徹底 → ◎ 仮釈放期間の拘束力の活用



我々は多くの知的障害の地域生活を推し進めてきたが「罪を犯した」という特異な状況を支援プロセスの中で今までに開発されていなかった観点での支援を創造したり、加えることにより支援の可能性を見出す手がかりを得た。

特筆すべきは更生保護関係を含む協力機関を巻き込み、バックアップや連携を強化することにおいて、二度と罪を繰り返さないというニーズに実際に対応していく道筋を見出したことは意義深いことであった。

### 3 全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査 (平成19年)

#### (1) 調査概要

知的障害者施設を運営する全国の社会福祉法人等(2,350団体)へアンケートを送付し、過去5年間における罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援内容及び課題点について調査を実施し、分析を行った。

- ① 調査対象 全国の知的障害者施設を運営する全2,350法人。(NPOは含まない)
- ② 調査方法 i)対象者に係る属性、受け入れ依頼施設など個別の情報に関する調査(数量調査)  
ii)対象者の処遇上に講じている対策、罪を犯した知的障害に関するご意見(記述回答)
- ③ 調査期間 平成15年4月～平成19年9月の5年間。
- ④ 調査内容 罪を犯した障害者の受け入れについて
- ⑤ 回答率 47.8%(2,350法人中1,125法人)

#### (2) 調査結果

法人全体と個別事業所でアンケートに回答した施設が混在するため、母数は両者を混在した1387施設になる。

#### 数量データ

- (1) 受け入れ相談 242施設
- (2) 相談件数 454件。平均1.8件。最多の相談数は12件。
- (3) 相談を寄せてきた人 「福祉関係」257件(55.4%)、「家族/本人」117件(25.2%)、「司法」44件(9.5%)
- (4) 対象者の受け入れ 157法人、176施設、280名、290事例(複数回施設利用のケースがあるため)
- (5) 受け入れ件数 平均1.6事例。最多の受け入れは16事例。
- (6) 性別 男性：246名(84.8%)、女性：34名(11.8%)、不明：10名(3.4%)
- (7) 受け入れ期間 最も多いのが「1年未満」112件(38.6%)
- (8) 受け入れ時の年齢 平均年齢32歳 男性：30.2歳、女性：28.5歳
- (9) 受け入れ依頼施設 ①「刑務所」75件(23.8%)、②「警察署」72件(22.9%)、③「少年院」38件(12.1%)
- (10) 罪名別 ①「窃盗」142事例(37.2%)、②「放火」24事例(6.3%)、「わいせつ」24事例(6.3%)
- (11) 刑期別(矯正施設からの受け入れ限定) 最も多いのが「1年～2年未満」36件(30.3%)
- (12) 執行猶予がについての受け入れ 57事例(47.9%)
- (13) 仮釈放での受け入れ(矯正施設から受け入れ限定) 12事例(5.7%)
- (14) 満期出所での受け入れ(矯正施設からの受け入れ限定) 59事例(46.9%)
- (15) 保護観察での受け入れ(矯正施設からの受け入れ限定) 32事例(26.9%)
- (16) 受け入れ時の療育手帳 254事例(87.5%)が療育手帳を所持

- (17) 受け入れ時の療育手帳の等級  
A：14事例（4.8%）、B：202事例（69.7%）、C：9事例（3.1%）  
1度：0事例（0.0%）、2度：1事例（0.3%）、3度：3事例（1.0%）  
4度：19事例（6.6%）
- (18) 受け入れ後の療育手帳の取得 3事例
- (19) 受け入れ時の障害程度区分  
新法：区分1：11事例（3.8%）、区分2：27事例（9.3%）、区分3：33事例（11.4%）  
区分4：20事例（6.9%）、区分5：7事例（2.4%）、区分6：2事例（0.7%）  
旧法：A：20事例（6.9%）、B：34事例（11.7%）、C：24事例（8.3%）
- (20) 障害基礎年金 187事例（64.5%）が障害基礎年金を取得
- (21) 障害基礎年金の等級  
1級：17事例（5.9%）、2級：168事例（57.9%）
- (22) 加算 加算がついているのは4施設（1.4%）
- (23) 支援プログラム有り 51施設（29.0%）

#### ご意見

- (1) 受け入れて障壁となった事項  
①「個人情報不足」76件（22.0%）、②「経済保障（障害基礎年金、生活保護の手立て）」63件（18.2%）、③「契約の問題（契約になじまない）」34件（9.8%）
- (2) 施設に受け入れてみて困難な事項  
①「手がかかる」73件（14.7%）、②「施設利用中の再犯」62件（12.5%）、  
③「再犯防止プログラムの未整備」55件（11.1%）
- (3) 受け入れられなかった理由  
①「定員がいっぱいであった」46件（18.6%）、②「他利用者等への人権侵害の恐れがある」36件（14.6%）、③「本人が利用を望まなかった」34件（13.8%）
- (4) 受け入れられなかった人のその後  
①「わからない」57件（44.2%）、②「他法人の福祉施設等」23件（17.8%）、③「自宅」18件（14.0%）
- (5) 受け入れやすくするために必要な事  
①「専門職の配置」271件（18.2%）、②「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」267件（18.0%）、③「特別加算等の何らかの加算がある」231件（15.5%）

#### 記述回答

- (1) 現在の状況（集計者による分類）  
生活の場：①「入所施設（入所更生、入所授産等）」84事例（28.9%）、②「GH（共同生活介護）、CH（共同生活援護）」36事例（12.4%）、③「短期入所」「単身生活」17事例（5.9%）  
日中活動の場：①「入所施設（入所更生、入所授産等）」88事例（30.4%）、②「通所施設利用（生活介護・授産活動等）」37事例（12.7%）、③「就職（パート、アルバイト含む）」31事例（10.7%）  
再犯：「再犯」35事例（12.1%）、「問題行動」9事例（3.1%）

現在の状況：①「事業所利用中」139事例（47.9%）、②「退所」22事例（7.6%）、③「支援継続中」18事例（6.2%）

(2) 支援プログラム（集計者による分類）

①「個別支援計画・プログラム作成」12件、②「ケース会議・ケア会議（施設外関係者との会議を含む）」10件、③「個別の見守り支援」「カウンセリング（対話・作文含む）」8件

※詳しい内容は調査報告書『全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査』（社会福祉法人 南高愛隣会、2008年）に掲載。

### (3) 実態

アンケート調査結果からうかがえる全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動の障害者の実態は次の通りである。

#### ア) 受け入れ相談の増加傾向について

罪を犯した又は反社会的行動のある障害者の受け入れ相談件数は、厚生労働科学研究が開始された平成18年から増加傾向が見られる。罪を犯した障害者への関心が強まったことや、障害者自立支援法が施行され、地域移行が叫ばれるようになったことで、この問題が表面化したことが背景にあると考えられる。ただし、記録に基づいたデータではないので、統計上の有意性は認められない。

#### イ) 民間施設が中心となって処遇を行っている

アンケートに回答した施設では、公設施設（都道府県立、市町村立、社会福祉協議会、社会福祉事業団、独立行政法人）の回答率は65.0%であった。454件の相談件数の内、公設施設で受け付けた相談は85件（18.8%）であり、受け入れた事例も50事例（17.2%）に留まっている。

現状では、罪を犯した障害者の処遇については、受け入れのみならず、相談のルートにおいても民間施設に多くを負っている。

受け入れた事例については特徴的な違いは見られなかった。

#### ウ) 仮釈放による受け入れが少ない

矯正施設からの受け入れに限定した119事例の内、執行猶子での受け入れは57事例（47.9%）、仮釈放での受け入れは12事例（5.7%）、満期出所での受け入れは59事例（49.6%）、保護観察が付いての受け入れは32事例（26.9%）であった。満期出所と比較すると、仮釈放による受け入れは圧倒的に少ない。

表 3-1 執行猶子の有無（単位：事例）

	全 体			
		男	女	回答なし
あり	38 (12.1)	33 (12.3)	5 (13.9)	0 (0.0)
2年	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
3年	12 (3.8)	10 (3.7)	2 (5.6)	0 (0.0)
4年	5 (1.6)	4 (1.5)	1 (2.8)	0 (0.0)
5年	2 (0.6)	2 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
なし	184 (58.4)	160 (59.5)	23 (63.9)	1 (10.0)
不明	73 (23.5)	59 (21.9)	5 (13.9)	9 (90.0)
	119 (100.0)	269 (100.0)	36 (100.0)	10 (100.0)

表 3-2 仮釈放の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	12 (5.7)	12 (4.5)	6 (16.7)	0 (0.0)
なし	74 (69.5)	193 (71.7)	25 (69.4)	1 (10.0)
不明	33 (24.8)	64 (23.8)	5 (13.9)	9 (90.0)
	119 (100.0)	269 (100.0)	36 (100.0)	10 (100.0)

表 3-3 満期出所の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	59 (49.6)	14 (36.8)	4 (66.7)	41 (54.7)
なし	29 (24.4)	16 (42.1)	0 (0.0)	13 (17.3)
不明	31 (26.1)	8 (21.1)	2 (33.3)	21 (28.0)
	119 (100.0)	38 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)

表 3-4 保護観察の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	32 (26.9)	15 (39.5)	2 (33.3)	15 (20.0)
なし	53 (44.5)	13 (34.2)	3 (50.0)	37 (49.3)
不明	34 (28.6)	10 (26.3)	1 (16.7)	23 (30.7)
	119 (100.0)	38 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)

注「仮釈放」「保護観察」「執行猶子」「満期釈放」の記入については以下の通り処理した。

- ・無記入は「不明」
- ・「仮釈放」「保護観察」「執行猶子」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「仮釈放」「保護観察」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「仮釈放」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「満期釈放」のみに「○」→「仮釈放」「保護観察」「満期釈放」は「×」
- ・「仮釈放」「保護観察」「執行猶子」のいずれかに「○」→「満期釈放」は「×」
- ・「仮釈放」「執行猶子」「保護観察」に「○」→「満期釈放」は「×」



## 工) 凶悪犯罪は少ない

表 3-5 罪名別集計 (単位: 事例)

			全 体		回答なし			
			男	女				
窃盗	142	(37.2)	128	(39.0)	10	(27.0)	4	(23.5)
詐欺	6	(1.6)	4	(1.2)	2	(5.4)	0	(0.0)
放火	24	(6.3)	18	(5.5)	6	(16.2)	0	(0.0)
住居侵入	14	(3.7)	14	(4.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
器物破損	19	(5.0)	19	(5.8)	0	(0.0)	0	(0.0)
覚醒剤取締法違反	7	(1.8)	6	(1.8)	1	(2.7)	0	(0.0)
殺人	5	(1.3)	5	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
強盗	5	(1.3)	5	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
傷害	23	(6.0)	20	(6.1)	2	(5.4)	1	(5.9)
暴行	18	(4.7)	18	(5.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
わいせつ	24	(6.3)	24	(7.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
強姦	1	(0.3)	1	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)
恐喝	3	(0.8)	3	(0.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
その他	72	(18.8)	54	(16.5)	16	(43.2)	2	(11.8)
不明	19	(5.0)	9	(2.7)	0	(0.0)	10	(58.8)
	382	(100.0)	328	(100.0)	37	(100.0)	17	(100.0)

注 複数選択あり

全体で37.2%の者が「窃盗」の142事例で、最も大きい割合を占めており、次いで「放火」「わいせつ」の24事例(6.3%)となる。罪名が確定している矯正施設(刑務所、少年刑務所、少年院)に限定した集計でも、同じく「窃盗」が73事例(46.2%)と最も多く、「傷害」11事例(7.0%)「放火」9事例(5.7%)と続いている。凶悪犯罪と言われる、「殺人」「強盗」は2.6%であり、軽微な犯罪で捕まっていることが伺える。

オ) 受け入れる施設が入所施設に限定されている

表3-6 事業区分別集計(単位:件数)

		全 体				
			相談なし	相談あり		
				受け入あり	受け入なし	
訪問サービス	居宅介護	3 (0.2)	2 (0.2)	1 (0.3)	0 (0.4)	1 (0.9)
	重度訪問介護	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	行動援護	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	児童デイサービス	3 (0.2)	1 (0.1)	2 (0.6)	1 (0.4)	1 (1.1)
	短期入所	13 (0.8)	10 (0.8)	3 (0.9)	3 (1.2)	0 (0.0)
	相談支援	7 (0.4)	2 (0.2)	5 (1.5)	5 (2.1)	0 (0.0)
日中活動の場	療養介護	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	生活介護	91 (5.5)	74 (5.6)	17 (5.1)	13 (5.4)	4 (4.5)
	自立訓練(機能訓練)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	自立訓練(生活訓練)	28 (1.7)	19 (1.4)	9 (2.7)	7 (2.9)	2 (2.2)
	就労移行支援(一般型)	57 (3.4)	40 (3.0)	17 (5.1)	13 (5.4)	4 (4.5)
	就労移行支援(資格取得型)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	就労継続支援(A型)	9 (0.5)	7 (0.5)	2 (0.6)	2 (0.8)	0 (0.0)
就労継続支援(B型)	81 (4.9)	65 (4.9)	16 (4.8)	12 (5.0)	4 (4.5)	
住まいの場	共同生活介護	36 (2.2)	27 (2.0)	9 (2.7)	9 (3.7)	0 (0.0)
	施設入所支援	19 (1.1)	13 (1.0)	6 (1.8)	4 (1.7)	2 (2.2)
	共同生活援助	33 (2.0)	26 (2.0)	7 (2.1)	7 (2.9)	0 (0.0)
	宿泊型自立訓練	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
(通所) 旧法指定施設	更生施設	126 (7.6)	105 (7.9)	21 (6.3)	14 (5.8)	7 (7.9)
	療養施設	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	授産施設	366 (22.0)	329 (24.7)	37 (11.2)	26 (10.7)	11 (12.4)
	福祉工場	2 (0.1)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小規模通所授産施設	35 (2.1)	33 (2.5)	2 (0.6)	2 (0.8)	0 (0.0)
(入所) 旧法指定施設	更生施設	570 (34.3)	449 (33.7)	121 (36.6)	79 (32.6)	42 (47.2)
	療養施設	2 (0.1)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	授産施設	87 (5.2)	53 (4.0)	34 (10.3)	27 (11.2)	7 (7.9)
	通動寮	31 (1.9)	17 (1.3)	14 (4.2)	11 (4.5)	3 (3.4)
	福祉ホーム	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小規模作業所	9 (0.5)	8 (0.6)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.9)
その他	地域活動支援センター	12 (0.7)	12 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	知的障害児施設	24 (1.4)	21 (1.6)	3 (0.9)	3 (1.2)	0 (0.0)
	その他	15 (0.9)	11 (0.8)	4 (1.2)	3 (1.2)	1 (1.1)
		1662 (100.0)	1331 (100.0)	331 (100.0)	242 (100.0)	89 (100.0)

注 複数選択あり

事業区分別集計によれば、受け入れた施設としては「入所更生施設」が32.6%と最も多く、つづいて「入所授産施設」の11.2%であり、入所施設全体では48.3%になる。

受け入れ後、現在も入所施設を利用しているのが、日中活動の場としては84事例、生活の場では88事例とそれぞれの事例では最も多い。

受け入れる場所が入所施設に限られ、一旦受け入れた後も、なかなかスムーズに地域移行につなげてゆけていない。

また「受け入れられなかった人のその後」では、受け入れる施設がないために精神病院に入院した事例が2事例ある。「現在の状況」では10事例が病院に入院中となっており、精神病院が最終的

な受け入れ地になっていることがうかがえる

カ) 罪を犯した知的障害者は軽度・中度の者が多い

これまでの個別事例では、罪を犯した障害者は軽度や中度の者が多いという指摘がなされてきた。本調査ではそれを裏付ける結果が明らかになった。

療育手帳の等級にもとづくと、軽度と中度は全体の82.6%が、障害程度区分では50.4%が中度及び軽度の障害者と診断されていることが分かる。

表3-7 受け入れ時の療育手帳の等級（単位：事例）

		全 体			
			男	女	回答なし
あり		6 (2.1)	5 (2.0)	1 (2.9)	0 (0.0)
	A	14 (4.8)	11 (4.5)	3 (8.8)	0 (0.0)
	B	202 (69.7)	182 (74.0)	19 (55.9)	1 (10.0)
	C	9 (3.1)	8 (3.3)	1 (2.9)	0 (0.0)
	1度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	2度	1 (0.3)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
	3度	3 (1.0)	3 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
	4度	19 (6.6)	15 (6.1)	4 (11.8)	0 (0.0)
なし	11 (3.8)	7 (2.8)	4 (11.8)	0 (0.0)	
不明	25 (8.6)	14 (5.7)	2 (5.9)	9 (90.0)	
		290 (100.0)	246 (100.0)	34 (100.0)	10 (100.0)

表3-8 受け入れ時の障害程度区分（単位：事例）

		全 体			
			男	女	回答なし
新法	区分1	11 (3.8)	11 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
	区分2	27 (9.3)	26 (10.6)	1 (2.9)	0 (0.0)
	区分3	33 (11.4)	29 (11.8)	4 (11.8)	0 (0.0)
	区分4	20 (6.9)	18 (7.3)	2 (5.9)	0 (0.0)
	区分5	7 (2.4)	5 (2.0)	2 (5.9)	0 (0.0)
	区分6	2 (0.7)	2 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
旧法		1 (0.3)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
	A	20 (6.9)	16 (6.5)	4 (11.8)	0 (0.0)
	B	34 (11.7)	27 (11.0)	7 (20.6)	0 (0.0)
	C	24 (8.3)	21 (8.5)	3 (8.8)	0 (0.0)
なし	15 (5.2)	14 (5.7)	1 (2.9)	0 (0.0)	
不明	96 (33.1)	76 (30.9)	10 (29.4)	10 (100.0)	
		290 (100.0)	246 (100.0)	34 (100.0)	10 (100.0)

彼らは「社会適応性」において極めて重い障害を持つと云えるが、この認定項目は現在の障害認定区分には含まれていない。それゆえに、必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでおり、受け入れる施設側の経済的負担となっている。

表3-9 受け入れやすくする為に何が必要か

	全 体				
		相談なし	相談あり		
			受入あり	受入なし	
障害認定区分が高く判定される	132 (8.9)	57 (6.8)	75 (11.6)	62 (13.3)	13 (7.1)
療育手帳取得要件の緩和	57 (3.8)	36 (4.3)	21 (3.2)	15 (3.2)	6 (3.3)
措置入所の弾力的運用が出来る	104 (7.0)	53 (6.3)	51 (7.9)	36 (7.7)	15 (8.2)
特別加算等の何らかの加算がある	230 (15.5)	125 (14.9)	105 (16.2)	80 (17.2)	25 (13.7)
自治体の積極的関与がある	231 (15.5)	136 (16.2)	95 (14.7)	64 (13.8)	31 (17.0)
専門職の配置がされる	271 (18.2)	170 (20.2)	101 (15.6)	66 (14.2)	35 (19.2)
仮釈放で保護観察がある	41 (2.8)	31 (3.7)	10 (1.5)	8 (1.7)	2 (1.1)
障害基礎年金の受給要件の緩和	72 (4.8)	50 (6.0)	22 (3.4)	17 (3.7)	5 (2.7)
法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ	267 (18.0)	147 (17.5)	120 (18.5)	82 (17.6)	38 (20.9)
満期出所の場合でも何らかの法的拘束力がある	48 (3.2)	22 (2.6)	26 (4.0)	19 (4.1)	7 (3.8)
その他	34 (2.3)	13 (1.5)	21 (3.2)	16 (3.4)	5 (2.7)
	1487 (100.0)	840 (100.0)	647 (100.0)	465 (100.0)	182 (100.0)

注 複数選択あり

罪を犯した障害者を受け入れた施設では、11.6%が「障害程度区分が高く判定される」を「受け入れやすくするために必要な事」として選択している。「特別加算等の何らかの加算がある」の17.2%をあわせると、経済的負担を訴える事業所は全体の3割にのぼっている。しかし、現状では加算は神奈川県3施設についている「特別処遇加算」<sup>1</sup>と和歌山県の1施設についている「市単独加算」の4事例にとどまっている。

#### キ) 施設の利用者への悪影響が大きい

地域移行を進めた結果、現在入所施設は密なケアを必要とする重度の障害者が多く利用している。罪を犯した障害者は知的障害としては軽度・中度の者が多く、受け入れた際に重度の利用者に対する暴力やいじめ、非行の勧誘といった悪影響が「受け入れてみて困難な事項」では報告されている。「受け入れる際の障壁」「受け入れられなかった理由」でも、同様の記述が見受けられた。

また、重度の障害者を中心としたプログラムを組んでいる為に、別の支援プログラムを必要とする罪を犯した障害者の処遇に対応できないという指摘もあった。

#### ク) 自宅待機者が多い

相談を寄せてきた人で「福祉関係等」に次いで多かったのが「家族/本人」の25.2%である。「受け入れられなかった人のその後」では「自宅」「親戚宅」と答えた者が19件(15.6%)あげられている。さらに、「受け入れに障壁となった事項」として、「契約の問題(契約になじまない)」が10.2%、「本人または家族の同意」が10.5%選択されている。

以上から、触法行為を行う障害者を自宅を抱え、福祉施設に相談にゆくものの、本人の同意にもとづく契約のため、契約を結ばず自宅に舞い戻るといった家族の姿が浮びあがる。

#### ケ) 支援が福祉につながる者に限定されている

厚生労働科学研究では障害者療育手帳の取得条件の緩和を問題提起した。これは酒井グループでのモデル事業を始めとし、矯正施設からの障害者の受け入れに関わった者が、共通してあげた課題

<sup>1</sup> 「特別処遇加算」については、158ページからの岩屋文夫氏の報告を参照。

点であった。

しかし、調査結果によれば、受け入れ時で87.5%にあたる254事例が療育手帳を取得している。

相談を寄せてきた人のトップは「福祉事業所等」の177件であった。ここから分かるのは、福祉施設への橋渡しが行われるのは、「福祉へのパスポート」である療育手帳を所持した人に支援が限られていることである。

表3-10 相談を寄せてきた人（単位：件数）

項 目		相談件数	
本人／家族	本人		26 (5.6)
	家族		83 (17.9)
	関係者(親族・知人)	117 (25.2)	5 (1.1)
	後見人		3 (0.6)
福祉関係	福祉事務所		177 (38.1)
	相談支援事業所等	257 (55.4)	63 (13.6)
	福祉施設		13 (2.8)
	ケアマネージャ		4 (0.9)
行政	児童相談所		8 (1.7)
	市町村	28 (6.0)	8 (1.7)
	民生委員		12 (2.6)
教育	養護学校	2 (0.4)	2 (0.4)
司法	保護司・保護観察所		28 (6.0)
	司法関係者		5 (1.1)
	警察	44 (9.5)	5 (1.1)
	少年院		5 (1.1)
	少年鑑別所		1 (0.2)
病院	病院	9 (1.9)	9 (1.9)
その他	施設入所後	7	3 (0.6)
	その他	1.5	4 (0.9)
		464 (100.0)	464 (100.0)

注「その他」は集計者が上記項目に分類した。

## コ) 福祉施設で受け入れる為に必要な整備

施設に受け入れた290事例の内、再犯を起こしたのは35事例 (12.1%)、問題行動を起こしたのは9事例 (3.1%)である。また、「受け入れてみて困難な事項」と「受け入れられなかった理由」のそれぞれで、「手がかかる(職員の精神的、体力的負担)」が最も多く選択されている。

表3-11 施設に受け入れてみて困難な事項（単位：件数）

	件数	構成比
障害認定区分が低い（実際の支援の量と比較）	48	(9.7)
専門職の配置が無い（職員不足）	48	(9.7)
他利用者等への人権侵害	47	(9.5)
手がかかる（職員の精神的、体力的負担）	73	(14.7)
将来展望が描けない	47	(9.5)
施設利用中の再犯（施設内外）	62	(12.5)
個人情報の取扱い	19	(3.8)
再犯防止プログラムの未整備	55	(11.1)
施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ	14	(2.8)
いなくなる	39	(7.8)
障害年金基礎の受給が困難	7	(1.4)
施設職員の理解が無い	9	(1.8)
その他	29	(5.8)
	497	(100.0)

注 複数選択あり

このように、罪を犯した障害者の受け入れには、再犯の危険性と隣り合わせであり、福祉施設で受け入れるには、環境を整備する必要がある。

しかし、現状では受け入れた147施設の内、特別な支援プログラムがあると回答したのは、3分の1である51施設にとどまっている。「専門職の配置がされる」（18.2%）と「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」（18.0%）が、「受け入れやすくするために必要なこと」の1位と2位にあげられている様に、支援プログラムの面でも、支援体制の強化は遅れている。

表3-12 受け入れて障壁となった事項（単位数：件数）

	件数									
			相談なし	相談あり						
				受入あり		受入なし				
療育手帳の取得	16	(4.6)	0	(0.0)	16	(4.7)	15	(4.5)	2	(9.1)
援護の実施市町村の決定	15	(4.3)	0	(0.0)	15	(4.4)	14	(4.2)	3	(13.6)
経済保障(障害基礎年金、生活保護の手立て)	63	(18.2)	0	(0.0)	63	(18.3)	61	(18.1)	4	(18.2)
契約の問題(契約になじまない)	34	(9.8)	0	(0.0)	34	(9.9)	34	(10.1)	1	(4.5)
サービス利用調整システムの問題	34	(9.8)	1	(50.0)	33	(9.6)	33	(9.8)	3	(13.6)
本人または家族の同意	37	(10.7)	1	(50.0)	36	(10.5)	35	(10.4)	1	(4.5)
個人情報の不足	76	(22.0)	0	(0.0)	76	(22.1)	75	(22.3)	5	(22.7)
後見人の問題	27	(7.8)	0	(0.0)	27	(7.8)	27	(8.0)	2	(9.1)
その他	44	(12.7)	0	(0.0)	44	(12.8)	43	(12.8)	1	(4.5)
	346	(100.0)	2	(100.0)	344	(100.0)	337	(100.0)	22	(100.0)

注 複数選択あり

具体的に必要な設備として「特別支援加算、公的資金援助」「専門職の配置」「施設的环境整備」「情報開示の必要性」「ネットワークの充実」等があげられている。

また、「受け入れて障壁となった事項」では、「個人情報の不足」が76件（22.0%）で最も多く、記述回答の中には「知らされないまま入所した」という回答も見られ、矯正施設と福祉施設の連携がとれていない現状が伺える。

#### (4) 結論

##### ① 現状の問題

先行研究としては平成18年に日本知的障害者福祉協会が実施した『入所更生施設の利用者と支援に関する実態調査報告書』や、本研究グループが南高愛隣会を対象に行った調査がある。いずれも入所更生施設あるいは1法人に特化しており、知的障害者施設全体を対象とした調査としては初めてのものになる。

その結果、「罪を犯した知的障害者は中度・軽度の者が多い」「満期出所が多く施設受け入れの妨げになっている」といった、モデル事業（受け入れ実践）において浮かび上がった問題点が、各施設での共通の問題点であることが裏づけられた。

特に大きな問題として浮き彫りになったのは支援体制の不足である。罪を犯した障害者の方を受け入れている施設においては、再犯を防ぐために多大なマンパワーが必要である。しかし、現状ではプログラム面でも経済的な面でも、支援体制は不足している。

受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスには差がある。特に夜間、休日を支える生活系サービス事業の給付額については見直しを求めたい。

##### ② 地域生活移行について

今回の調査結果では、福祉につながる者しか支援を受け入れられていないという課題が、改めて明らかになった。それと共に、自宅で罪を犯した障害者を抱えた家族の存在も表に出てきた。

平成18年の新受刑者33,032名の内、知的障害者の領域とされるIQ69以下の受刑者は7,563名いる（『矯正統計年報 平成18年度』法務省）。このような、地域で生活する、従来の福祉につながる人までを視野に入れた展開が必要になってくる。

また、入所施設からの地域移行も大きな課題である。入所施設が最終的な終着点ではなく、あくまで入所施設を仲介して、地域生活へ移行するといった流れを再確認する必要がある。

その際に重要になるのが療育手帳の取得である。療育手帳を受刑中に申請することが出来れば、出所後の福祉サービスが間を置かずスムーズに受けることが出来る。身寄りがなく、比較的年齢が高い人になると、現在の取得要件では療育手帳を申請することさえ出来ない。再犯を防ぎ、本人が安定して生活するためには療育手帳が必要であり、取得要件、交付基準の緩和が望まれる。

##### ③ 矯正施設との連携

地域移行の際に必要なのが他機関との連携である。「受け入れやすくするために必要なこと」では、「全面的に福祉機関だけで受け入れるには不安が残る。専門機関にコンサルテーションを受けられる体制が欲しい」や「本人支援に関わるすべての関係機関の連携強化」といった地域でのネットワークの構築が多くあげられている。受け入れには地域社会との協力が必要であり、行政や矯正施設等を巻き込んだネットワークが不可欠になる。

今回のモデル事業においては、矯正サイド、保護サイドが本人をどうにか福祉につなげたいという強い思いをもって臨まれた。本来であれば個人情報保護の観点から、他の機関への橋渡しの際の情報提供等は難しいのであるが、本人を福祉につなぐことは、環境調整の一環であると捉えていただき、無事橋渡し支援につなぐことが出来た。

このような取り組みから、矯正、保護、福祉が三者一体（補完体制の構築）となって支援をすることで、多くの罪を犯した障害者を再犯の道から救えるのではないかと強く感じる。その為にも「社

会生活支援センター（仮称）」は、その三者の架け橋として設置が急務と思われる。

そこで検討しなければならないのは個人情報の取り扱いの問題である。福祉サイドでは、ケアプランの作成や受け入れを検討する上で、病状や犯罪歴、生育歴といった個人情報を必要としていることが今回の調査では明らかになった。療育手帳を取得する上では個人情報が不可欠であり、矯正サイドには何からの形での個人情報の提供を要望したい。

#### 4 全国的知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の処遇調査（平成20年）

##### (1) 調査概要

「全国の障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査」では、罪を犯した知的障害者を受け入れた施設側に大きな負担がかかっており、受け入れにあたっての不安があることが明らかになった。

平成21年度から全国都道府県で「地域生活定着支援センター（仮称）」の設立が予定されている。このような負担や不安を軽減しないことには、罪を犯した障害者の受け入れに二の足を踏む施設が出てくることは予想され、かかる同センターの成功にも繋がらない。

このような視点から、受け入れにあたっての将来的な法整備を見据え、現在の処遇実態と将来的な要望について、また具体的な処遇プログラムを明らかにすることを目的とした。

- ① 調査対象 「実態調査」において、平成15年4月から平成19年9月の5年間で罪を犯した障がい者の受け入れがあった157法人、176施設、280名。
- ② 調査方法
  - i) 対象者に係る属性、受け入れ事業所など個別の情報に関する調査（数量調査）
  - ii) 対象者の処遇上に講じている対策、処遇プログラムに関する調査（記述調査）
  - iii) 処遇プログラム、処遇上困難なこと等の聞き取り（対面調査）
    - ・社会福祉法人 青葉仁会（奈良県）
    - ・社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会 さやま園（東京都）
    - ・大阪府立 砂川厚生福祉センター（大阪府）
    - ・社会福祉法人 紫野の会（栃木県）
- ③ 調査期間 アンケート調査：平成20年7月～8月  
ヒアリング調査：平成20年11月～12月
- ④ 回収率 55.4%（157法人中87法人） 個人事例（280名中120名）42.9%

##### (2) 調査結果（数量調査）

「実態調査」で報告された280名中120名についてアンケートを回収した。以下のデータは、この対象者（120名）についての値となる。

**処遇プログラム** 母数：87法人

- (1) 受け入れ当初ケア会議の実施：55法人（61.1%）
- (2) 処遇プログラムあり：22法人（24.4%）



- (3) 施設利用中に再犯（反社会的問題行動等）をした場合の処遇プログラムあり：10法人（11.1%）
- (4) 関係機関との連携あり：73法人（81.6%）
- (5) 連携した関連機関：①「福祉事務所」49法人、②「医療機関」32法人、③「警察」25法人
- (6) 連携の内容：①「電話による状況報告・相談」50法人、②「関係機関との連絡会議」34法人、③「関係機関の定期的な受け入れ施設来訪」16法人
- (7) 開示された個人情報：①「療育手帳の有無」31法人、②「家庭環境（両親・兄弟の現在の状況）」29法人、③「生育歴（職歴・学歴）」「性格、行動の特徴」28法人
- (8) 受け入れで最低限必要な個人情報：①「生育歴（職歴・学歴）」「家庭環境（両親・兄弟の現在の状況）」63法人、②「犯罪の概要」61法人、③「性格、行動の特徴」60法人
- (9) 個人情報開示の範囲：51法人（49.5%）が「受け入れ事業所職員全体」を希望

**受け入れ対象者** 母数：120名

- (1) 障害程度区分の見直し：18名（15.0%）が見直しを申請し、12名（10.0%）が認められる
- (2) 受け入れ時に行った医療的ケア：14名（11.7%）
- (3) 現在の後見人：後見人なし59名（49.2%）  
①「親」37名（30.8%）、②「兄弟」13名（10.8%）、③「親族」5名（4.2%）
- (4) 受け入れ時の所得状況：①「年金」70名、②「家族からの支援」30名、③「生活保護」16名
- (5) 手がかかる内容：①「無断外出」「他の利用者・職員への暴力・暴言」48件（12.9%）、③「虚言」38件（16.2%）
- (6) 再犯：あり 19名（15.8%）、問題行動のみあり 26名（21.7%） 平均回数2.1回

**支援体制（観察・受け入れ期）** 母数：120名

- (1) 利用事業所（日中）：①「入所更生施設」40名（31.0%）、②「入所授産施設」20名（15.5%）、③「通所授産施設」19名（14.7%）
- (2) 職員配置（日中）：41名（33.3%）に対して特別な職員配置、職員1名あたり利用者1.6名の職員配置（一般の利用者は3.3名）
- (3) 主に関わる職員（日中）：平均経験年数 12.1年
- (4) 利用事業所（生活）：①「入所更生施設」46名（38.3%）、②「入所授産施設」20名（16.7%）、②「自宅」「その他」14.2%（14.2%）
- (5) 個室対応（生活）：42名（35.0%）
- (6) 職員配置（生活）：21名（17.5%）に対して特別な職員配置、職員1名あたり利用者1.4名の職員配置（一般の利用者は4.4名）
- (7) 主に関わる職員（生活）：平均経験年数 10.7年
- (8) 支援プログラム（休日）：51名（42.5%）
- (9) 余暇活動の参加（休日）：63名（52.5%）
- (10) 外出支援（休日）：付添いなしの外出24名（20.0%）、付添いありでの外出40名（33.3%）
- (11) 職員配置（休日）：24名（20.0%）に対して特別な職員配置、職員1名あたり1.1名の職員配置（一般の利用者は4.9名）
- (12) 主に関わる職員（休日）：平均経験年数 9.7年

## 現在の状況

- (1) 現在の支援体制：①「受け入れ法人福祉サービス利用中」74名(60.7%)、②「他法人が支援」11名(9.0%)、③「不明」7名(5.7%)
- (2) 受け入れ法人福祉サービス利用中での支援体制の変化：36名(49.3%)
- (3) 現在の生活の場：①「入所更生施設」31名(25.8%)、②「自宅」20名(16.7%)、③「グループホーム・ケアホーム」19名(15.8%)
- (4) 現在の日中活動の場：①「入所更生施設」21名(17.5%)、②「就労」16名(13.3%)、③「入所授産施設」9名(7.5%)
- (5) 現在の所得状況：①「年金」85名、②「家族からの支援」16名、③「生活保護」10名

※詳しい内容は調査報告書『全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の処遇調査』(社会福祉法人 南高愛隣会)に掲載。

## (3) 実態

アンケート調査結果からうかがえる罪を犯した、又は反社会的行動の障害者の処遇実態と処遇プログラムは以下の通りである。

## ア) 対象者の処遇では通常の3倍の職員配置がとられている。

対象者を受け入れた施設の負担として、数値上で明らかになったのは職員配置である。

対象者の処遇にあたり、日中活動では123名中41名(33.3%)、生活では21名(17.5%)、休日では24名(20.0%)に対して、一般の利用者を超えた職員配置を行っている。このような職員配置を行っている事業所に限定して、職員一人当たりの利用者数を、罪を犯した障害者と一般の利用者で比較すると、日中活動が1.6名：3.3名、生活は1.4名：4.4名、休日では1.1名：4.9名と、3.1倍の職員配置がとられている。

ヒアリング調査で長年罪を犯した障害者を受け入れてきた社会福祉法人 紫野の会は、職員1名に対して2名の利用者が最低の職員配置と述べている。

表4-1 特別な職員配置(日中活動)

(単位：人)

	特別な配置	件数	構成比 <sup>(注)</sup>
就労	0	5	(0.0)
就職活動	0	3	(0.0)
自立訓練	2	3	(66.7)
就労移行支援	5	5	(100.0)
就労継続支援(B型)	0	6	(0.0)
就労継続支援(A型)	0	0	(0.0)
入所更生施設	13	40	(32.5)
入所授産施設	6	20	(30.0)
通所授産施設	8	18	(44.4)
通所更生施設	1	3	(33.3)
生活介護	2	4	(50.0)
その他	4	16	(25.0)
	41	123	(33.3)

表4-2 特別な職員配置（生活）

（単位：人）

	特別な配置	件数	構成比 <sup>(注1)</sup>
グループホーム・ケアホーム	2	10	(20.0)
入所更生施設	13	46	(28.3)
入所授産施設	3	20	(15.0)
自宅	0	17	(0.0)
その他	3	17	(17.6)
利用なし	0	5	(0.0)
回答なし	0	5	(0.0)
	21	120	(17.5)

表4-3 特別な職員配置（休日）

（単位：人）

	特別な配置	件数	構成比 <sup>(注1)</sup>
支援プログラムあり	17	51	(33.3)
余暇活動あり	19	63	(30.2)
外出支援なし	2	24	(8.3)
外出支援あり	14	40	(35.0)
	24	120	(20.0)

注1 ( )内は各事業分野の総数を分母とした場合の構成比。

2 「罪を犯した利用者に対する職員」のみに記入があり「一般の利用者に対する職員」に記入がない場合は、特別な配置が行われたとして集計した。

3 一部に利用事業所の重複あり。

表4-4 職員配置の比較（日中活動）

（単位：人）

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
就労	—	—	—
就職活動	—	—	—
自立訓練	2	5.0	2.3
就労移行支援	5	3.6	2.5
就労継続支援（B型）	—	—	—
就労継続支援（A型）	—	—	—
入所更生施設	13	1.2	2.7
入所授産施設	6	1.3	4.7
通所授産施設	9	1.5	5.1
通所更生施設	1	1.0	5.2
生活介護	2	1.0	12.0
その他	4	1.0	4.1
	42	1.6	3.3

表4-5 職員配置の比較（生活）

（単位：人）

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
グループホーム・ケアホーム	2	3.0	4.5
入所更生施設	13	1.1	3.9
入所授産施設	3	2.0	9.1
自宅	—	—	—
その他	3	1.0	2.8
利用なし	—	—	—
回答なし	—	—	—
	21	1.4	4.4

表4-6 職員配置の比較（休日）

（単位：人）

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
支援プログラムあり	17	1.0	6.0
余暇活動あり	19	1.1	4.2
外出支援なし	2	3.0	2.2
外出支援あり	14	1.1	7.2
	24	1.1	4.9

主に処遇を担当する職員の平均経験年数は、日中活動は12.1年、生活が10.7年、休日が9.7年となる。記述回答から見ると、所持資格よりも経験年数を重視されている。

表4-7 主に関わる職員の経験年数

（単位：人）

	日中活動	生活	休日
～5年未満	10 (15.9)	10 (25.0)	10 (33.3)
5年～10年未満	14 (22.2)	8 (20.0)	9 (30.0)
10年～15年未満	17 (27.0)	10 (25.0)	3 (10.0)
15年～20年未満	10 (15.9)	5 (12.5)	2 (6.7)
20年～25年未満	7 (11.1)	4 (10.0)	3 (10.0)
25年～30年未満	3 (4.8)	1 (2.5)	1 (3.3)
30年～35年未満	1 (1.6)	2 (5.0)	2 (6.7)
35年～	1 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答なし	57 —	80 —	90 —
	63 —	40 —	30 —

注1 「主に関わる職員の経験年数」の集計において、「2～4年」という表記がある場合は平均値を値として扱った。

2 ( )内は回答なしを除いた有効パーセント。

このような特別な職員配置を希望しながら、体制や予算上の理由で、職員配置がかなわない事業所が18事業所あった。

#### イ) 37.5%が再犯（問題行動含む）に至っている

受け入れ後、問題行動も含め37.5%の45名が再犯に至っている。手のかかる内容でも犯罪行為（「盗癖」「放火癖」「性的問題」「反社会的集団との関係」）が24.1%選択されている。また、「他の利用者・職員への暴力・暴言」も48件（13.0%）と最多である。

このような他の利用者・職員の人権侵害の阻止、再犯防止のために特別な職員配置がとられていることが分かる。

表4-8 再犯の有無

（単位：人）

	件数	
あり	19	(15.8)
なし	51	(42.5)
問題行動のみあり	26	(21.7)
回答なし	24	(20.0)
	120	(100.0)